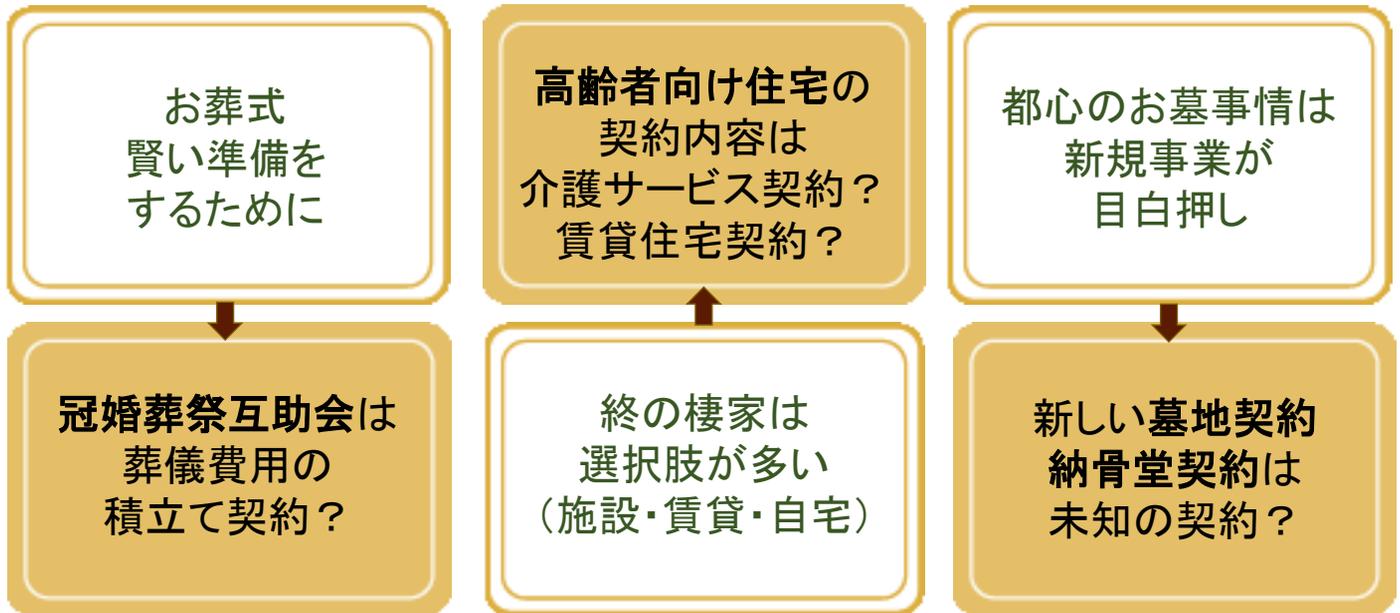


契約セミナー & 法律相談会

参加無料！

知っておかないと大変！ ～終活に必要な契約の基礎知識～

セミナーでは下記の契約についてわかりやすく解説します。



日時

2015年10月27日(火)

受付開始 13:00 セミナー 13:30～14:45

会場

東京都消費生活総合センター(飯田橋)

対象

東京都内在住・在勤・在学の方

セミナー先着

100名

法律相談 先着

10名

第1部

契約セミナー「知っておかないと大変！終活に必要な契約の基礎知識」

13時30分～14時45分 講師 並木 静香 (消費者機構日本 事務局)

第2部

法律相談会 (契約トラブル関連、事前申込者のみ、5組ごと30分、2回)

14時50分～15時20分、15時30分～16時 弁護士が個別に対応

セミナー参加申込は電話・メール・ハガキ・FAXで受付。法律相談会は電話受付のみ。※裏面参照

申込・問合せ

消費者被害の未然防止、拡大防止を進める

適格消費者団体 認定NPO法人

消費者機構日本

TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077

メール seminar10@coj.gr.jp

ホームページ <http://www.coj.gr.jp>

ホームページ→



申込先

適格消費者団体・認定NPO法人 **消費者機構日本** (COJーコージェイ)

◆TEL 03-5212-3066 ◆FAX 03-5216-6077

◆メールアドレス seminar10@coj.gr.jp

◆郵送先 〒102-0085 千代田区六番町15 プラザエフ6F

セミナー参加申込

電話・メール・ハガキでのお申込みは、上記の申込先へお名前・連絡先をお知らせください。FAXの場合は、下記枠内に必要事項をご記入の上、上記FAX番号へ送信ください。

◆お名前

(フリガナ)

◆連絡先

(電話番号・FAX番号・メールアドレスのいずれかをご記入ください)

法律相談会申込

消費者契約が対象(事業者の方のご相談は受付できませんのでご了承ください。)

※法律相談会の申込みは電話のみになります。

セミナー担当までお電話ください。⇒TEL 03-5212-3066

電話受付 平日 10:00~12:00、13:00~17:00

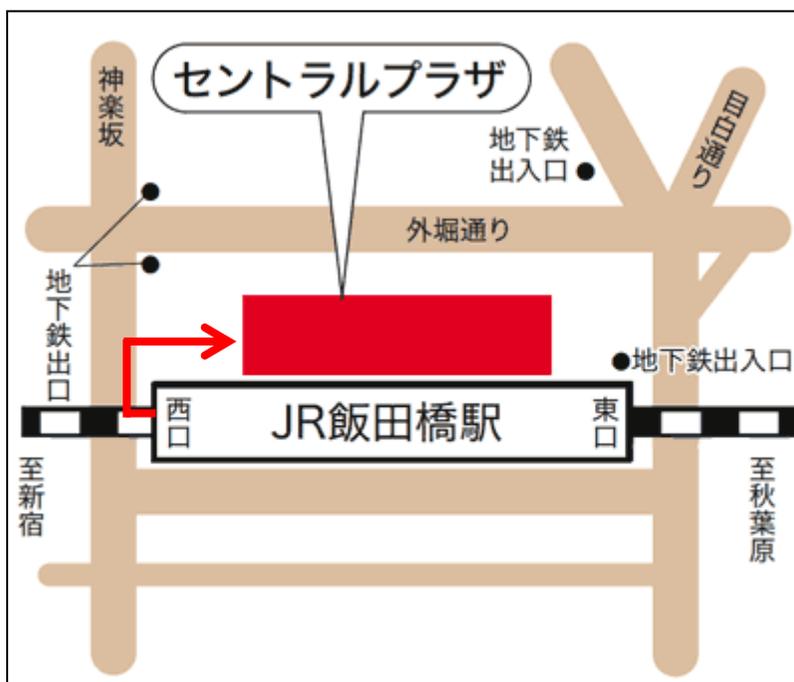
セミナー内容以外の契約トラブルでも相談できます。(但し、セミナー受講は必須です。)

短時間(30分)の相談のため、事前にご相談概要をお伺いいたします。

会場

東京都消費生活総合センター 教室 I・II

セントラルプラザ 17階 (新宿区神楽河岸1-1)



※エレベーターには高層階用と低層階用があります。高層階エレベーターをご利用ください。

【JRの場合】

総武線 飯田橋駅

西口 徒歩2分

西口を出て、地図矢印のように進むとセントラルプラザがあります。高層階用のエレベーターで17階へお越しく下さい。

【地下鉄の場合】

東京メトロ

東西線・有楽町線・南北線

都営地下鉄大江戸線

飯田橋駅

B2b出口

必ずB2b出口からお越しく下さい。セントラルプラザの1階につながります。